

24-D-1789
2025年2月28日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

アドバンス・レジデンス投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

アドバンス・レジデンス投資法人（証券コード:3269）

評価対象

アドバンス・レジデンス投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

アドバンス・レジデンス投資法人（本投資法人）は伊藤忠グループをスポンサーとする賃貸住宅特化型の J-REIT であり、資産運用会社は伊藤忠リート・マネジメント（本資産運用会社）である。本投資法人の運用戦略の基本方針は「長期安定的な利益分配の実現」である。中長年にわたる安定的収益の獲得と運用資産の成長を目指し、全国に立地するあらゆるタイプの賃貸住宅を対象として、分散を図りながら投資を実行している。2024年12月時点では、全 289 物件、賃貸可能戸数 22,907 戸、取得価格総額 4,954 億円と、賃貸住宅特化型 J-REIT の中で最大規模を有する。エリア別では東京 23 区所在の物件が約 70%（取得価格ベース）、タイプ別ではシングルタイプおよびコンパクトタイプの合計が約 60%（面積ベース）を占める。

本資産運用会社では、2023年6月に「サステナビリティ方針」を新たに定め、本投資法人の運用においては同方針に基づき、様々なサステナビリティ活動を推進することによって持続可能な社会の実現への貢献及び投資主価値の更なる向上を図っている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド又はグリーンローン（グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等に基づき、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。今般、本投資法人は、本フレームワークの適格クライテリアで定められる認証のうち、CASBEE評価認証の記載の明確化及びBELS評価の適格ランクの変更を行った。いずれの変更についても、JCRは引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

対象プロジェクトの選定は、本資産運用会社の代表取締役社長を最終決裁者として機関決定が行われており、経営陣が適切に関与している。グリーンファイナンスによる調達資金は適格クライテリアを満たす資産の取得資金または工事代金、もしくは同資金のリファイナンスに充当される。調達資金を充当後、グリーン適格資産の売却等が発生した場合には、ポートフォリオ管理による残高管理が行われる。資金充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。以上より、JCRは本投資法人の管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

グリーンボンドまたはグリーンローン（以下、「グリーンボンド等」）で調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、改修工事資金、ならびにこれらの資金のリファイナンスに充当する予定です。

【適格クライテリア】

・適格クライテリア 1

下記①～③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

①DBJ Green Building 認証における 3つ星、4つ星、もしくは5つ星

②CASBEE 建築・不動産評価認証（自治体版を除く）における

B+ランク、A ランク、もしくは S ランク

③BELS（平成 28 年度基準）：3つ星、4つ星、もしくは 5つ星（既存不適格は除く）

BELS（令和 6 年度基準）：

非住宅：レベル 4、レベル 5、もしくはレベル 6 ※1

再エネ設備のない住宅：レベル 3、もしくはレベル 4 ※2

再エネ設備のある住宅：レベル 3、レベル 4、レベル 5、もしくはレベル 6 ※2

※1：2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格ではないこと

※2：2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上

・適格クライテリア 2

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（従来比 30%の使用量削減効果が見込まれるもの）。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 評価認証の記載の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、改修工事における削減効果の適格化を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された CASBEE 評価認証、BELS 評価の概要を以下に示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、本投資法人が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部

の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている。

プロセスにかかる本フレームワーク

本資産運用会社では、調達資金の使途となるプロジェクトを**財務部**が選定し、サステナビリティに関する事項を所管する**サステナビリティ推進部**によって適格クライテリアへの適合が検証・評価されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。前回評価から所管部署の変更（財務経理部⇒財務部、人事総務部⇒サステナビリティ推進部）を確認している。変更において本質的な組織体制に変更はないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている。

資金管理にかかる本フレームワーク

I. 調達資金の充当計画および充当方法

調達資金が口座に入金された後、すみやかに**財務部**によって資産保管会社に対し送金の指図が行われ、資産保管会社によって送金が行われます。

送金の指図に際しては**財務部長**の事前承認を要します。

II. 調達資金の追跡管理の方法

調達資金は対象プロジェクトの支払いに充当されるよう、**財務部**が社内システムにて追跡管理を行います。また、グリーンローンの返済（もしくはグリーンボンドの償還）まで、調達額とプロジェクトへの充当額との差額もしくは全額充当されたことを定期的に確認する予定です。

資金の充当状況については、調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当されるまでの間またはグリーンローンの返済日（もしくはグリーンボンドの償還日）が到来するまでの間、グリーンローンの残高とグリーンボンドの発行残高の合計が適格グリーンプロジェクトの規模（適格クライテリア1を満たす保有物件の取得価格の総額に**LTVを乗じた額**及び適格クライテリア2を満たす工事・改修案件の総支出（予定）額の合計額）を超過していないことを、本投資法人のウェブサイト上で開示する予定です。

III. 追跡管理に関する内部統制および外部監査

調達資金の対象プロジェクトへの充当状況については、社長はじめ経営層に対し、**財務部**より報告を行う予定であり、必要に応じ、監査法人等に対して別途提出できる体制とします。

IV. 未充当資金の管理方法

調達資金が対象プロジェクトへ充当されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物（譲渡性預金等）で管理されます。なお、調達した資金が充当された上記プロジェクトのグリーン適格資産が売却される場合またはグリーン適格資産としての適格クライテリアから除外される場合においても、本資金管理において、当該グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金がグリーンファイナンスの調達上限内に留まるものであれば、グリーンファイナンスとして存続するものとします。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では今回評価時においてポートフォリオ管理の厳格化と所管部署の変更（財務経理部⇒財務部）を確認している。変更において本質的な組織体制に変更はないことを確認しており、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。

4. レポーティング

本投資法人は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている。

レポーティングにかかる本フレームワーク

I. 資金の充当状況に関する開示方法および開示頻度

調達資金の充当状況については、年に一度、**財務部長**および**住宅戦略部長**の承認の後、貸付人（もしくは投資家）に対し開示する予定です。

II. インパクト・レポーティングの開示方法および開示頻度

インパクト・レポーティングについては、年に一度、**財務部長**および**住宅戦略部長・サステナビリティ推進部長**の承認の後、貸付人（もしくは投資家）に対し開示する予定です。

III. インパクト・レポーティングにおける KPI

1. 適格クライテリア 1 に適合するプロジェクトについて

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、調達された資金が充当された各グリーン適格資産に関して以下の指標を開示する予定です。

- ・エネルギー消費量
- ・温室効果ガス（CO2）排出量
- ・水消費量
- ・廃棄物量
- ・環境認証の取得状況（物件数・延床面積・認証取得年月日・認証種別）

2. 適格クライテリア 2 に適合するプロジェクトについて

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、改修工事を行う前の時点および改修工事を行った後の時点での以下のいずれかの指標を開示する予定です。

- ・エネルギー消費量
- ・温室効果ガス（CO2）排出量
- ・水消費量
- ・廃棄物量

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたレポーティングについて適切と評価している。JCR では、前回評価から環境データ開示項目との文言統一、所管部署の変更（財務経理部⇒財務部、広報 IR 室⇒住宅戦略部、人事総務部⇒サステナビリティ推進部）を確認している。変更において本質的な変更はないことを確認している。

本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価している。

また、本投資法人のホームページにおいて、資金充当レポーティング、インパクト・レポーティングが本フレームワークに基づき適切に運用されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

本投資法人及び本資産運用会社は、2050年ネットゼロへの取り組み、気候変動や社会課題への対応を事業活動における重要課題と捉え、2023年6月に「サステナビリティ方針」を改定し、資産運用業務及び事業活動全般においてこれを実践することにより、持続可能な社会の実現に貢献していくとしている。サステナビリティを推進する上で優先的に解決すべき重要課題としてマテリアリティを特定し、目標達成のためのPDCAサイクルを実施している。また、2022年9月には、マテリアリティの実効性をより高めるため、目標及びKPIを制定した。環境面に関しては、エネルギー消費量については2030年度迄（2018年度比）20%（原単位）削減とし、CO2排出量（GHG）についてはScope1,2：2030年度迄（2018年度比）51%（総量）削減、2050年度ネットゼロ、Scope3：対応カテゴリの把握および範囲確定・算定を目標としている。2021年度分より物件共用部電力使用量に対する非化石証書の購入、2022年度分より物件共用部熱エネルギー使用量に対するグリーン熱証書の購入を実施したことにより、2022年度分より、物件共用部における電力・熱エネルギー使用量の100%再生可能エネルギー化及びScope2の100%オフセットを達成している。

サステナビリティ方針

本投資法人及び本資産運用会社は、基本的な理念を定め「サステナビリティ方針」を制定しています。本投資法人の運用においては、同方針に基づき、以下を中心としたサステナビリティ活動を推進することによって、持続可能な社会の実現への貢献及び投資主価値の更なる向上を図っています。

1. 2050年ネットゼロに向けた取り組み

エネルギー効率の高い設備の導入や、再生可能エネルギーの導入により、保有物件の運用に係る温室効果ガス排出量を削減し、2050年ネットゼロおよび気候変動の緩和に向けた取り組みを進めます。

2. 地球環境への配慮・保全

環境負荷に対するデータを統計・分析し、事業活動による環境への影響を把握するとともに、生態系・生物多様性への配慮等を通し地球環境の保全に貢献します。

3. 省資源・廃棄物の削減

ステークホルダーとの協議の元、節電・節水や廃棄物のリサイクルに係る取り組みを推進し、省資源・循環型社会の実現に貢献します。

4. 働きがいのある職場づくり

個々の役職員が能力を十分に発揮できるよう、健康と快適性に配慮した職場環境づくりを推進するとともに、DEIや人権に配慮した取り組みを進め、多様性を認め尊重しあう組織風土を醸成します。

また役職員のサステナビリティ推進に関わる意識の向上を図り、行動実践に向け、教育・啓発活動を行います。

5. テナント及び地域社会への貢献

役職員およびプロパティ・マネジメント会社等のステークホルダーとの協働により、テナントに健康で快適に過ごすことのできる良質な物件を提供すると共に、地域社会へ貢献することに努めます。

6. 法令の遵守と組織体制の整備

ESG に係る法令を遵守すると共にリスクを未然に防止すべく、適切な組織体制を整備します。

7. 分かりやすい情報開示

ESG に係る方針や取組みについて、投資主の立場に立った分かりやすい情報開示を行っていきます。

本資産運用会社は「気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を 2020 年 3 月に表明し、TCFD コンソーシアムに同年 4 月に入会している。環境配慮への取り組みの一環としては、2014 年から GRESB リアルエステイト評価に参加しており、2024 年は GRESB レーティングにおいて「3 スター」を獲得している。また、ESG 開示情報の充実度を測る GRESB 開示評価において 7 年連続で最上位となる「A レベル」を取得した。本投資法人は 2023 年に SBT 認証(ニアターム目標)⁵の取得、2024 年には本資産運用会社が責任投資原則（PRI）へ署名を行った。さらに、2023 年に初めて CDP 気候変動プログラムに参加し、2024 年には最高評価である「A スコア」を取得し、A リスト企業に選定された。

JCR では、組織のこれらの環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を引き続き重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

⁵ アドバンス・レジデンス投資法人「温室効果ガス排出量削減目標の SBT 認定取得に関するお知らせ」
https://www.adr-reit.com/files/optionallink/00002673_file.pdf

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・深澤 優貴

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル